

「遺伝子病理・検査診断研究会」会則

第1条 総則

本会は「遺伝子病理・検査診断研究会」と称す。

第2条 目的

- 1) 本会は、遺伝子検査を行う中で必要とされる標準化・精度管理を実現するための検証を行うことを目的とする。
- 2) 本会は、検証内容を共有・発信することで院内での遺伝子検査の質を高めることを目的とする。
- 3) 本会は、その活動を通じて、医療の進展に寄与することを目的とする。

第3条 会員

- 1) 会員は、本会の目的に賛同し、病理検体を用いた遺伝子多型解析を行っている医師および臨床検査技師等とする。
- 2) 会員になろうとする者は、入会を事務局に申請し、世話人会の承認を受けなければならない。

第4条 世話人会

- 1) 本会の世話人は下記により構成する。世話人の任期は2年とし、再任は妨げない。
代表世話人 : 1名
世話人 : 3～5名
- 2) 世話人会は、入会希望のあった会員を審議し、承認する。
- 3) 世話人会は、次回開催の研究会のため、以下の事項を協議し、決定する。
(ア) 会員の承認
(イ) 遺伝子検査の評価内容・スケジュールの策定
(ウ) (イ)の評価結果の検証及び承認 (含、学会発表演題)

第5条 事務局

- 1) 本会の事務局はアークレイマーケティング㈱に置く。
〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-20-20 大雅ビル 4F
アークレイマーケティング株式会社 内
遺伝子病理・検査診断研究会事務局
TEL 050-5527-7701
FAX 03-3358-8536

第6条 運営

- 1) 代表世話人は、本会を代表して運営にあたる。
- 2) 代表世話人は、世話人会を適宜召集し、本会の運営に努める。
- 3) 世話人は、代表世話人を補佐し、運営にあたる。
- 4) 代表世話人は世話人の中から互選される。
- 5) 世話人会では、本研究会の目的達成の為、遺伝子検査の評価内容・スケジュールの策定及び、評価結果の検証及び承認を行う。

第7条 研究会

- 1) 世話人会は、必要に応じ会員を召集し研究会を開催することができる。
- 2) 研究会では、評価結果及びの検証の内容に対して会員相互の意見交換を行い、その補完や、汎用性の確認を行う事を目的とする。
- 3) 研究会で承認を得られた内容は、世話人会に帰属するものとする。研究会の協議内容も含め代表世話人の事前承諾なしに、研究会外部に公表しない。
- 4) 研究会では、本研究会で検証された内容に限定せず、各施設で行われている方法についても共有し広く協議を行う。

第8条 活動報告

- 1) 世話人会で企画した共同研究に基づく学会発表や文献投稿は世話人会承認の元実施する。
- 2) 研究会の活動が2年間完了した時点で、事務局でその内容をまとめ、情報発信を行う。

第9条 期間

- 1) 本会則は2016年4月16日開催の世話人会の承認を受け、2016年5月1日付で施行する。
- 2) 本会の継続あるいは終了については、2年毎に世話人会で決定する。

第10条 会計

本会の経費のうち、以下の活動経費は主に企業協賛をもって充てる。

第11条 附則

この会則に定めのない事項や、変更が必要な事項が発生したときには、世話人会で協議の上、決定する。会則の改定は世話人会で審議・承認の上行う。